

第6回 医学系研究科ヒトES細胞倫理審査委員会議事要旨

日 時：令和元年8月9日（金）15：00～15：50

場 所：医学部共通棟3階入札室

出席委員：西田委員長、高島委員、原田委員、大蔵委員、寺沢委員、掛江委員、菊池委員

欠席委員：仲野委員、辻川委員

○審議に先立ち、今年度から5号委員（一般の立場）として参画いただく菊池委員から、自己紹介があった。

【報告事項】

1. ヒトES細胞使用経過報告書について

西田委員長から、資料2のヒトES細胞使用経過報告書に基づき、各使用計画の進捗状況について、報告があった。

【審議事項】

1. ヒトES細胞の使用に関する指針の制定、及び大阪大学におけるヒトES細胞の使用に関する規程の改正に伴う、医学系研究科におけるヒトES細胞の使用に関する諸規程の改正について

西田委員長から、ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針が改正され、新たにヒトES細胞の使用に関する指針が制定されたことについて、資料4-1に基づき、改正の概要の説明があった。

主な改正のポイントは以下のとおり。

- ・使用機関から他の使用機関、海外機関への分配が可能となったこと。
- ・使用機関からの分配については、必ずしも無償分配は求めないこと（樹立機関、分配機関からの分配については引き続き無償が原則）。
- ・海外機関への臨床目的での分配が可能となったこと（これまで基礎研究目的のみ可）。
- ・使用計画書記載事項の簡素化。
- ・実質的な内容に係わらない軽微な変更については事後報告を可とする。

続いて、西田委員長から、大阪大学ではこれまでヒトES細胞の分配を禁止してきたが、指針の改正を受けて大学規程が改正され、他の使用機関、海外機関への分配を認めることとなった旨説明があった後、医学系研究科においても、指針、大学規程の改正に伴い、分配を認めることとした旨提案があり、審議の結果、承認された。

（1）大学院医学系研究科におけるヒトES細胞の使用に関する内規

來間企画係長から、資料3-1に基づき、改正案の説明があり、審議の結果、軽微な文言修正の上、承認された。

（2）大学院医学系研究科ヒトES細胞倫理審査委員会規則

来間企画係長から、資料3－2に基づき、改正案の説明があり、審議の結果、承認された。

(3) 大学院医学系研究科ヒトES細胞倫理審査委員会業務手順書

来間企画係長から、資料3－3に基づき改正案の説明があり、審議の結果、承認された。

(4) 大学院医学系研究科ヒトES細胞の使用に係る教育研修計画

来間企画係長から、資料3－4に基づき改正案の説明があった後、種々意見交換の結果、技術教育訓練（実技）について、他の分配機関等が機関として実施するものだけではなく、ES/iPS細胞の有識者による実技講習会も含めることができるよう、文言を修正した上で、承認することとした。

以上